

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の目的

ごみ処理基本計画は、米沢市（以下「本市」という。）が長期的・総合的視野に立って、計画的に一般廃棄物（ごみ）処理を推進していくために策定するものです。

本市では、平成8年10月に環境にやさしい暮らしづくりと循環型社会づくりの推進を基本として「米沢市ごみ処理基本計画」を策定し、その後、平成17年度に計画の見直しを行い、平成18年3月に「米沢市ごみ処理基本計画（改訂版）」（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画の策定後、プラスチック容器包装などの分別収集や粗大ごみの有料戸別収集などの実施をはじめ、市民・事業者・行政の共創による取組みなどにより、ごみの減量や資源のリサイクルを進めてきました。

国においては、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）や資源の有効利用促進に関する各種法令の整備を行い、3Rの推進による循環型社会の構築を目指し、また、平成25年4月には、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が施行され、対象を絞ったごみの減量化・資源化に向けた動きが強まっています。

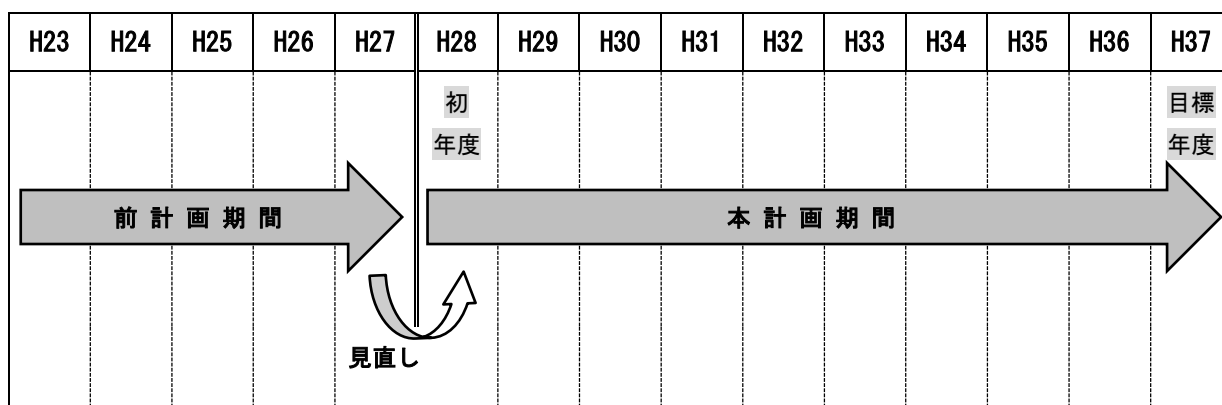
山形県は、「全国一ごみの少ない県～ごみゼロやまがたの実現～」を目指し「山形県循環型社会形成推進計画」を平成24年3月に策定し、廃棄物に係る数値目標、県の具体的な施策、県民や事業者等の各主体の行動指針等を示しています。

こうした国・県の動向や前計画の最終目標年度（平成27年度）に到達するにあたり、廃棄物を取り巻く現状、課題、目標の達成状況等を踏まえ、前計画の評価や見直しを行い、新たな「米沢市ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の期間

計画の期間について、国が示す計画策定指針では、目標年次を概ね10年から15年先に設定し、概ね5年ごとに見直すことが適切であるとされています。

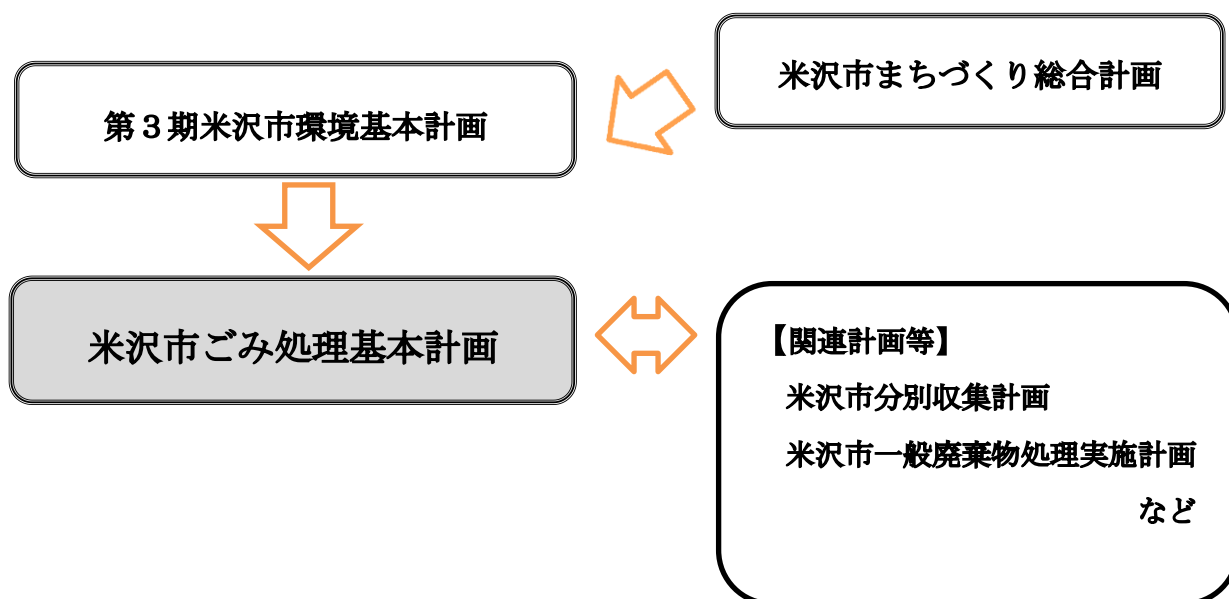
本計画は、平成28年度を初年度、平成37年度を目標年度とし、10年間の計画期間としています。



■図1-1 計画期間

3 計画の位置づけ

本計画は、「米沢市まちづくり総合計画」と「第3期米沢市環境基本計画」に定められている計画事項のうち、一般廃棄物行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示すものです。

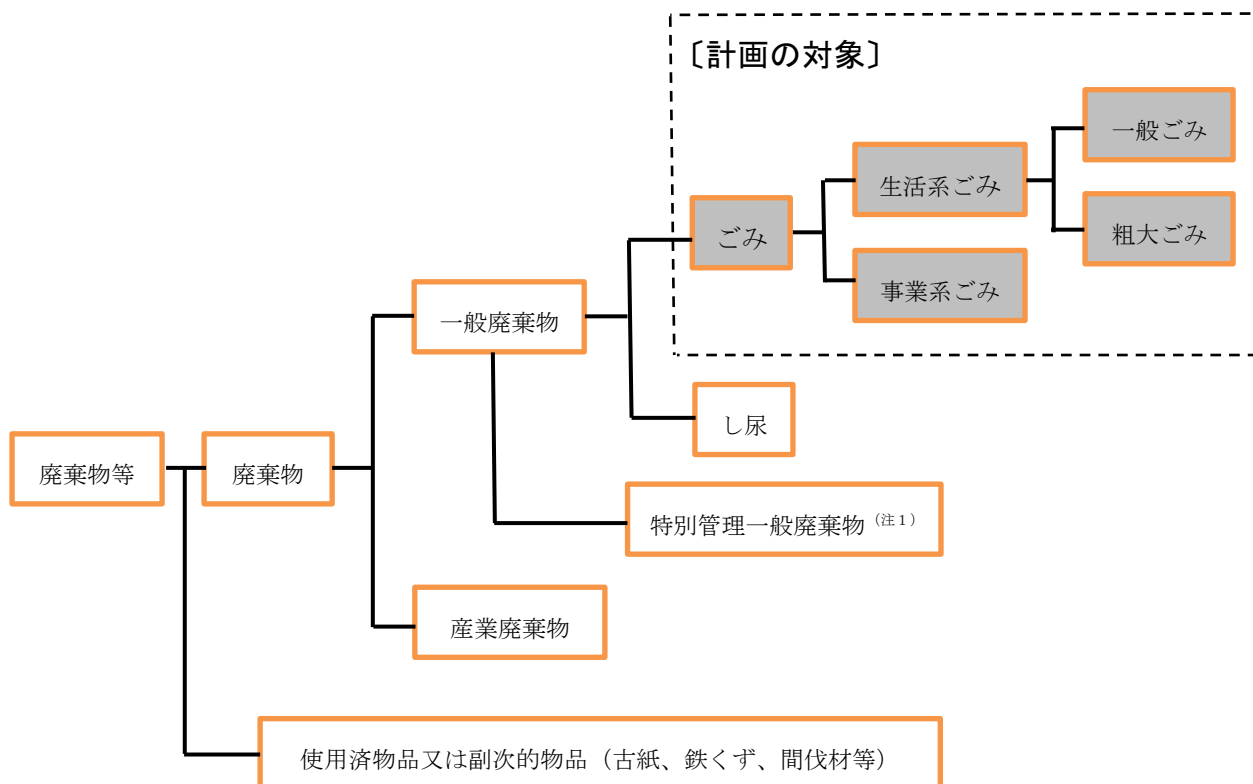


■図1-2 計画の位置づけ

4 計画の対象

本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等（廃棄物及び使用済物品等または副次的物品）のうち、一般廃棄物の「ごみ」とします。

■図1－3 計画の対象



（注1）爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある。